

千歳セントラルロータークラブ

ROTARY INTERNATIONAL District 2510

RIテーマ「ロータリーを實踐し みんなに豊かな人生を」
 クラブ・モットー「積極的に参加する いつもニコニコ千歳セントラルロータークラブ」

発行 千歳セントラルロータークラブ 会長 武田伸也 / 副会長 井上英幸 / 幹事 尾本眞二 / 会報委員会 委員長 福島 力
 〒066-8520 北海道千歳市本町 4 丁目 4-4 ホテルグランテラス千歳 TEL.0123-26-5788 FAX.0123-25-9112
 Mail.membership-office@ccrc.jp HP.http://www.crc.jp Facebook.http://www.facebook.com/chitosecentral

WELCOME

高田 周一郎 様 千歳法律事務所 弁護士

会長あいさつ 副会長 井上 英幸

会長に代わりまして、ご挨拶させていただきます。
 今年度 3 回目のピンチヒッターです。今年こんなに会長に代わって挨拶する出番が多いと思ってい
 ませんでしたので、話す内容を今日はあまり考えてきませんでした。



今日は高田弁護士が講師で来ていただいています。講師紹介も私がしますので、簡単に話をしたいと思います。

弁護士は胸に天秤のバッジが付いていますが、これはどちらにも傾くことなく平行についています。基本的には法律的に推定無罪ということを称して、弁護士活動をされていると聞いています。歴史が好きなのでこの時期になりますと思ひ出しますが、12 月 14 日、元禄時代に赤穂浪士が討ち入りしました。先日テレビを見ていましたら、あの事件を、当時の幕府は知っていたという内容でした。というのは、当時の側用人、柳沢吉保が討ち入りを容認していたというような内容の番組でした。その証拠となるのは、朝方 4 時に、両国の吉良邸に討ち入りした四十七士は、おおよそ 2 時間の事件を起し、6 時には終了しています。その時間に誰も状況に気づかずにいたかというのは、真っ赤なウソだと思います。当時の江戸は 100 万人ほどの人口で世界一の人口のあるまちでした。その町の中で、魚屋さんや土居会員のように朝からウォーキングをしていた人がいたかもしれません。朝 4 時から大騒ぎしていれば何事かとわかったでしょうし、今でいう交番も 800 余あったそうですから、そこに駆け込めば、幕府の人間が鎮圧に向かうという事は、当然至極考えられる話です。ところが、なぜか討ち入り

例会出席状況 (2013 年 12 月 10 日)

会員数	35 名
会員出席者数	26 名
欠席者数 (内: 無断欠席)	9 (0) 名
出席率	74.29 %
ゲスト・ビジター出席者数	1 名
出席者数総計	23 名

前例会 確定出席率 (2013 年 12 月 3 日)

確定出席率 (MU 含む)	67.65 %
---------------	---------

12 月 誕生月の会員 ※誕生会は親睦例会で行います。

土居 栄治 会員	1945 年 (昭和 20) 12 月 22 日生
関根 悟 会員	1968 年 (昭和 43) 12 月 7 日生
菅原百合子 会員	1970 年 (昭和 45) 12 月 21 日生

成功し、6 時に事件が終結し、両国橋を渡ろうとしたところ幕府の役人が橋を渡るなと止めたそうです。そこで迂回して泉岳寺までおよそ 12 km の距離を歩いて向かったそうです。本来 12 km を普通に歩けば 4~5 時間かかる距離ですが、9 時半には到着したようです。相当駆け足で行ったのではと思いますが、その間も捕縛されることなく無事に泉岳寺にたどり着きました。

こういった流れを聞いて、何故幕府は捕縛しなかったのかということ。当時の記録で喧嘩両成敗という制度があり、本来であれば吉良側もお取りつぶしというのが公平な裁判ではなかったかと思ひます。何故かしら手落ちがありこれを解消する為、町民の声、武士の声を聴いて、これはどこかで終結させなければならぬと、柳沢吉保はわざと討ち入りする事を、黙認していたということだそうです。

本当かどうか信じるか信じないかはあなた次第ですが、こういったことも含めて世の中には不平等な結果に終わる事柄が非常に多く、そういう時に弁護士に頼る機会を多く持つのではないかと思います。今日は高田弁護士からそういった話が聞けるかどうか分かりませんが、私共の生活の中で裁判沙汰になるような出来事は頻繁には起きませんが、

千歳にある 3 か所の弁護士事務所の中でも非常に若くて新進気鋭な弁護士ですので、もしもの時に是非ご利用されてはどうかと思います。今日は非常に楽しみにしております。宜しくお願いいたします。

幹事報告 幹事 尾本 眞二

- 第 4 回日台ロータリー親善会議のご案内
 - 日時：2014 年 1 月 26 日 (日) 14:00～
 - 会場：台湾 (台北) 圓山大飯店 12 階
 ご登録は事務局までお問い合わせください。
- 長泉ロータリークラブより週報が届いています。
- ガバナー月信 12 月号に「宮城県岩沼市“千年希望の丘”体験ツアー」の記事が掲載されました。コピーをレターボックスに入れさせていただきましたのでご一読ください。
- 本日、新会員川内隆歴さんの入会式を行います。

各委員会報告・連絡

第 2510 地区国際奉仕委員会 副委員長 田口 廣

2013 - 2014 年度の事業の作業が全て始まり半分ほど



が完了しています。その事業内容は、今年度地区内の 71 クラブの内、半数以上の 36 クラブが参加してくれました。過去最高の参加となりました。当クラブも参加しており

ます事業は、ノンカイ地区の浄水器設置事業として始まっています。また、この事業の検証を 1 月 9 日より 6 日間の日程で行って参ります。今回も齊藤会員が同行してくれるという事で、非常に心強く思っています。検証としましては、タイのアユタヤ、これは観光地ではなく水害がありましたロップリーという地区だそうです。ここでは震災事業としまして、人工呼吸器寄贈事業、クリーンウォーター事業の浄水器設置、アムナットチャロエン県でも浄水器設置ということになっています。また、タイ東北部ノンカイで浄水器設置、教育支援事業として図書館設置事業をやっています。1 月 9 日検証に行って参ります。また帰りましたら報告したいと思います。

親睦活動委員会 委員長 笹谷 俊尚



来週 17 日 (火) のクリスマス家族会のご案内です。18 時 30 分開会となっております。まだ出欠をいただいている方は、是非とも出席していただ

きたいと思います。併せて、ご家族のご出席もお願いしたいと思ひます。内容としましては、温泉旅館一泊の二名一組宿泊券という景品もご用意しておりますので、奮ってご参加ください。例年ご協力いただいているピングゲームの景品を、一人 2 つお持ちいただければと思います。こちらもご協力をお願いします。

SAA委員会 副委員長 入口 博美



委員会報告ではないのですが、皆さんにお願い事があってこちらに立たせていただきました。最近話しているのは相撲の事ばかりで、そういった話をしていたら体型も相撲取りに

なってきました(笑)。この相撲を実行するにあたり、30 団体以上からなる実行委員会を構成し、8 月 15 日の実施に向けて進めたいと思っています。実行委員会は 1 月末から 2 月上旬に開催したいと思っています。実行委員会の基礎母体がまだ形成されていません。私は準備委員会の代表として個人的に動いているのが現状です。従いまして、どうか千歳セントラルロータリークラブのメンバーの方に正式名称ではありませんが、発起人となる準備委員会を受けていただきたいというのがお願いです。準備の内容は確定的ではなく、大雑把なお願ひ事しか言えませんが、先日例会に来られた佐ノ山親方、千田川親方に 12 日に来ていただいて、詳細を詰めていくこととなります。そこから皆さんに詳しいお願ひ事があると思ひます。取りあえず千歳セントラルロータリークラブの皆さんに、私がお願いさせていただきたいと、今日マイクを持ちました。どうか宜しくお願いいたします。12 日につきましては、あちこち訪問して実行委員になっていただくお願ひ先がまだまだございますので、スケジュールがわかりません。時間があれば皆さんと一献酌み交わす時間を取れば良いと思ひます。宜しくお願いいたします。

新会員入会式

進行：幹事 尾本 眞二

これより新会員の川内隆歴さんの入会式を行います。始めに推薦者の羽生会員よりご紹介をお願いします。

新会員紹介 推薦者 羽生 有三 会員

新会員 川内隆歴君のご紹介をさせていただきます。推薦者は高塚パスト会長と私の 2 名となっております。高塚会員の命により私をご紹介させていただきます。彼は昭和 47 年生まれの弱冠 41 歳です。元会員加藤さんが経営されていた村祭り清水町店の後に、「居酒屋



みなと」をされています。(株)佐藤商事が経営されておりますが役職としては取締役専務をされています。お店の店長もされています。奥様と長男、長女のお二人のお子さんが

いらっしゃいます。出来たら次週のクリスマス家族会にも出席していただきたいと思います。クラブには菅原会員が居酒屋希心を経営されていますが、是非とも清水町に行かれた際は希心と同時にみなとも使っていただければ幸いです。私と川内会員との馴れ初めは、私の息子が「ちゃんと」の営業をしまして、ちょうど昨年会員増強委員長を私がやっていたので是非千歳セントラルロータークラブの会員として千歳市内で奉仕活動が出来て一番肝心な性格の良い社長、店長を紹介してくれないかとお願いしました。私が活動するより息子が一生懸命いい経営者を探してくれました。いろいろ聞いて、たかぎ歯科の高木さんやまだ入会していませんが本村さんなど優秀な若者がたくさんいます。皆さんご存知のように、最近の新入会員は我々クラブの将来を背負って立つ人材がどんどん入ってきてきています。ですから皆さんも先輩会員としてロータークラブがどんなものか機会があれば教えてもらいたいと思います。宜しくお願いします。

バッジ授与

井上副会長よりローターバッジが授与されました。



新会員あいさつ 川内 隆歴 会員

皆さんこんにちは。千歳の名士の方々に囲まれて、非常に緊張しております。今回ご紹介いただきました高塚様、羽生様に、この場を借りて感謝したいと思います。ありがとうございます。私自身こういったことは非常に苦



手で、まだ右も左も分かりませんが、千歳市民の千歳市民による千歳市民のための千歳セントラルロータークラブとして、私も頑張っていきたいと思いますので皆さん宜しくお願いします。

尾本幹事——入会おめでとうございます。川内会員の所属委員会は出席・ニコニコ箱委員会となります。



ニコニコ BOX

進行：出席・ニコニコ箱委員会 副委員長 菅原百合子

菅原 百合子 会員：最近寒くなってきました。居酒屋希心のもつ鍋を食べて、心も体も温まって頂きたいと思います。また宜しくお願いいたします(^^) /

四方 信次 会員：人生初のニコニコ BOX です。1 つ目

に先週、民報の記事に載りましたが、土居先輩からそういう時はニコニコ BOX するんだよとアドバイスされました。青少年育成市民会議の事業の一環で、北陽小学校で 1 年生にクリアホルダーを贈りました。2 つ目は民報と道新に載りましたが、子供会育成連合会のクリスマスの集いを高台小学校で行わせていただきました。キャンドルサービスをする子供達の写真が掲載されました。非常に好評をいただいた記事でした。3 つ目に次週クリスマス家族会にでられません。景品はちゃんと持ってきました。

松坂 敏之 会員：私が出すのも何ですが川内さん入会おめでとうございます。

高塚 信和 会員：川内さん



入会おめでとうございます。高田さんも入会予定者ですので、宜しくお願いします(^ ^)

羽生 有三 会員：川内さん入会をお祝いします。

白木 松敏 会員：高田弁護士から本日卓話を頂戴します。大変嬉しく思います。私もビジネス上でお付き合いがあります。弁護士というと根暗な方が多いのですが、高田さんは根明です。ガッツがあって前向きで更にイケメンということで今日は宜しくお願いします。

本日のニコニコ BOX 合計額	10,000 円
今年度 累計額	384,000 円

本日のプログラム

通常例会

「卓話 千歳市民の法律相談～

弁護士のできること、できないこと」

講師 千歳法律事務所 弁護士 高田 周一郎 様
担当/会員増強・維持委員会 委員長 井上 英幸

高田弁護士のプロフィールをご紹介させていただきます。

生年月日 1975 年 11 月 14 日

出身地 北海道深川市

事務所 千歳法律事務所

所在地 千歳市千代田町 6 丁目 7 番地 2
駿河千代田ビル 6 階

[講師略歴]

1991 年 4 月 函館ラ・サール高等学校入学

1994 年 4 月 中央大学法学部入学

1998 年 4 月 日本火災海上保険株式会社入社

2004 年 4 月 同志社大学司法研究科入学

2006 年 9 月 司法試験合格

2006 年 12 月司法修習所入所

2007 年 12 月弁護士登録・村上英治法律事務所入所

2011 年 1 月 千歳法律事務所開業

講師 弁護士 高田 周一郎 様



今日は 12 月という大変お忙しい時に、この千歳セントラルロータークラブに声をかけていただき講演させていただけるということで、大変感謝しております。また、先ほど井上副会長のご挨拶やニコニコ BOX 等で皆さんに声を掛けていただいて、本当に有難い話だと思っています。こういった講演は何度か引き受けたことがありますが、こうしてメンバーの皆様を拝見しますと、仕事でお付き合いさせていただいている代表者の方や、私が所属している千歳青年会議所 O B の方が大変いるということで、いつもとは相当違う緊張感、高揚感がございます。短い時間ですが、少しでもお役に立てるよう準備して参りましたので、宜しくお願いします。

今回のテーマの選定ですが、通常講演を依頼される場合はテーマを指定されて依頼を受けることが多いです。最近であれば、裁判、家事事件、不動産など具体的なテーマで依頼されることが多いです。今回、坂井先輩からお話をいただいた時に、テーマは自由に決めていいということでしたので、私なりに考えてこのようなテーマにしました。理由は当事務所にご相談にきていただいたお客様の中で、もう少し早く相談に来ていただければ、別のより良い解決策があったのにと後悔する事が非常に多いからです。今日は弁護士のできること、できないことを話させていただいて、少しでも不安を感じた時に気軽に門をたたいていただきたいということで、弁護士業務の紹介を中心にしたお話をさせていただきます。

特に弁護士にいただく質問で「一番扱っている事件は何が多いですか」というのが多いです。やはり多いのは借金に関係する相談が一番多いです。特に 2、3 年前までは半分以上の相談が借金ということもありました。最近は若干減っていますが、事務所の中で一番多いのは借金に関する問題です。

任意整理という手法があり、これは返済方法の見直しです。支払方法を金融機関と交渉して見直すという極めて簡単な方法です。任意整理のメリットは支払方法を見直して楽になる事の他に、弁護士を入れると将来の金利を



カットしてもらえるとというメリットがあります。弁護士を入れると将来の金利を支払わなくても良いので、元金だけ支払って借金を早く返済できるという事になります。

二つ目は破産です。これは借金を完全にゼロにしてもらう制度です。破産をすると何もかも失ってしまうと思って躊躇する方もいますが、99 万円までは手元に残すことが、札幌地方裁判所では認められています。家財道具を取られることもないですし、若干の預金を残した上で経済的更生を図れる制度です。一番のデメリットは 99 万円以下の家はありせんから、それは手放さなければならなくなります。

三つ目は個人再生という方法で、任意整理と破産の中間的な制度です。債権を一部カットしてもらって残りの金額を支払うという制度です。債権額によっても異なりますが、概ね 80%ぐらいカットしてもらえます。個人再生の一番のメリットは破産と違って家を残すことが出来ることです。住宅ローンをそのまま払い続けながら借金額を減額して生活を立て直すことが出来ます。

四つ目の過払い金回収は、CM等でご覧になってご存知かと思いますがかつて 18%以上の金利をサラ金業者やカード会社が取っているのかどうかは非常にあいまいな規定に法律上なっていました。あいまいなのでグレーゾーン金利と呼ばれていました。平成 18 年に最高裁判所でグレーゾーン金利は駄目だという判断が出ました。18%を超えて払っていた利息を請求するというのが、一時期ものすごく盛んにおこなわれました。武富士さんなどが倒産したのは、間違いなくこの過払い金回収による影響によります。

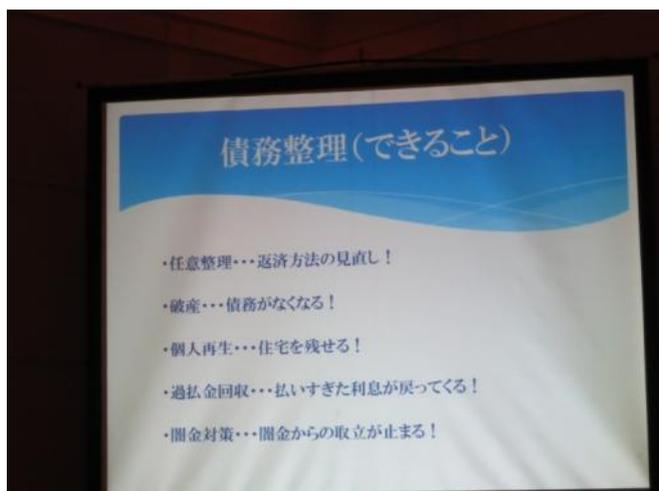
最後にヤミ金対策を挙げましたが、どうしても任意整理、破産、個人再生したお客様は 5 年～7 年間はまともな金融機関から借入する事が困難になります。そこでお金に困った人がヤミ金からお金を借りたのはいいのですが、すぐに支払えなくなり、どうしようもなくなってお相談に来られるお客様がいます。ヤミ金からの請求は少し前までは弁護士に依頼しても難しかったです。弁護士が電話をしても怒鳴られ、頼んでもいないピザや寿司を送ってきたり葬式電



報を送ってきたり、消防車のはしご車が来たりという嫌がらせもありました。ヤミ金を撲滅しようとしてこの 2 年前に法律が厳しくなりヤミ金の事件を受けた弁護士が警察に通報する事により、商売道具である携帯電話や振込口座を即座に停止できる制度になりました。商売道具を止められると困るので、ヤミ金も話せばわかるようになって携帯電話を止めるという引き下がる事が多くなりました。

債務整理は多重債務が一時国家的問題になりましたから、いろいろできる制度は用意されています。逆に出来ない事を挙げさせていただきました。出来ない事は法律で規制されていてたくさんあります。まず、一部の債権者を除外した破産や個人再生は禁止されています。千歳でも中小企業の方とかは、ここは何年も付き合いがあるから支払いたい、ただ銀行は融資を止めたのでその分だけ破産したいという依頼がありますが、破産、個人再生ということになると公平性です。四つのテストにも出てきましたが、みんなに公平ではないということで、そのような扱いは出来ないこととなります。二つ目として同居の家族や勤務先に秘密にしたままの破産や個人再生です。これも希望される方が非常に多いのですが難しいです。破産の場合は、自分の財産が妻や子供の口座に移されていないか裁判所が確認します。勤務先という点では退職金も財産ですので、そのような財産が無いはずチェックします。破産、個人再生しようという依頼者がいた場合は会社に相談して、辞める必要はありませんが、仮に今辞めた場合に退職金はいくらになるかという証明書を発行してもらわなければなりません。経営者の皆さん、たくさんいらっしゃいますが従業員から相談があればそういう事ですので快く退職金証明を出していただければと思います。一度あったのは、退職金証明を自己破産するために必要ですと説明したら、そのようなものは置いておけないと解雇してしまった事案がありました。しかしそのような理由で解雇する事は出来ません。

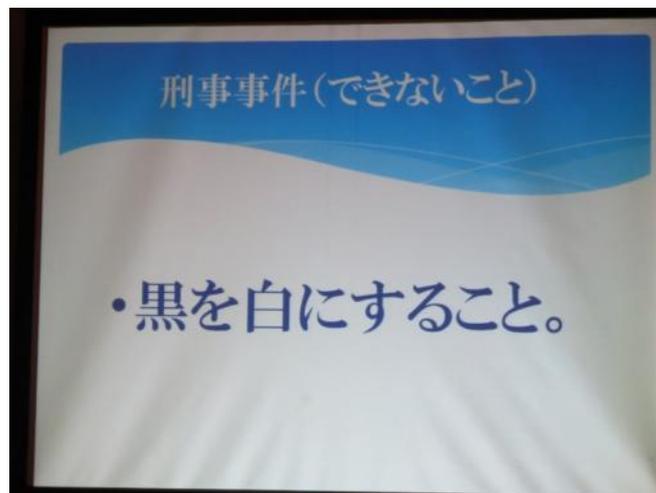
三つ目に縁起のいい話ではないのですが、よくあるケースで会社の破産や代表者の破産をする場合、若干の弁護士費用の他に裁判所にお金を納めなくてはなりません。



会社や代表者の場合、財産がある可能性が高いですから隠し財産が無いか破産管財人という弁護士が裁判所に任命されて調査します。その調査のために手数料として小さい会社で最低でも 20 万円、代表者の破産で最低 20 万円、ですから会社を倒産しようと思った場合最低でも 40 万円を持っていないと裁判所が受け付けてくれないという事態が発生します。代表者の方は最後まで資金繰りに頑張るのですが、本当に 0 円になってから来られるケースもありますが、そうすると手の打ちようがありません。もう少し早めに現金が少し残っている段階でご相談いただければとよく思う所です。

会社の再生は思い出深い事件があります。金滴酒造という新十津川のお酒屋さんがありますが弁護士 1 年目のときに先輩弁護士と手がけた事件です。負債が 6 億円ぐらいあったのですが、債務を 5 億ぐらいカットしてもらって 1 億円ぐらいまでにして今は元気にやっているというようなこともございます。千歳の寿司店で仕入れているところがありますが、この再生以降、非常にお酒が美味しくなったという事で弁護士冥利に尽きます。再生をやるうとしても裁判所に納める費用だけで 300 万円要求されます。300 万円を切ると破産という選択肢はありますが、再生という選択は出来ません。今のままでは辛いけれど、会社をやり続けたいという様な場合は現金 300 万円を残した上で相談に来ていただきたいと思います。ちなみにその 300 万円は裁判所に納める費用なので私の費用は含まれていません。300 万円に少しあると大変有難いと思います(笑)。続いて家事事件についてお話しします。

主にやっているのは離婚に関する問題、相続関わる問題があります。北海道は離婚率が高く、沖縄、大阪、宮崎に続いて 4 番目になっています。離婚について、できないことを言わせてもらうと有責配偶者からの離婚請求です。具体的には浮気した夫の方から妻に離婚請求をするというものです。別居期間がその後 7 年ぐらい続いていれば別ですが、直ちには離婚出来ません。妻が同意してくれば離婚できますから、そういう場合は高い慰謝料を積んで離婚してくれるか交渉することになります。



次に親権です。最近のものすごく増えています。理由は一つで父が親権を欲しがらなくなったからです。昔は当然母という事があったのですが、今はイクメンということで子育てに熱心な父もいますから、親権を欲しがってもめるというケースが多いです。ただ、現状の裁判所の流れとしては母がものすごく強いです。子供が 10 歳以下であれば、虐待等の事情がなければ大概母方になります。

次に養育費です。子育ての費用としていくら支払うかということです。これは裁判官の作っている算定表というのがありますので夫の収入と妻の収入がわかればその交点で相場が出るのであまりもめる事はありません。できないことという点で言えば、既に相場とかけ離れた約束なり公正証書を作成した後に、やっぱり払えないとか友人から払い過ぎと言われたという方もいますが、書面にして合意していると如何ともし難いです。

面会交流は昔、面接交渉と呼んでいました。子供にどれくらいの頻度で会えるかという事です。面会交流は比較的緩やかに認められやすくなっています。

財産分与は離婚した時の財産分けの話です。基本的には 2 分の 1 ルールですから、夫婦が結婚期間に稼いだ財産については半分です。名義は関係ありませんから、不動産がご主人名義であっても奥様は半分もらえますし、預貯金が妻側ばかりであっても夫は半分もらう権利があります。

最後に慰謝料です。これは相互悪い事情が無く性格の不一致等の離婚では発生しませんが、DV や浮気では慰謝料を請求したりされることがあります。相場をよく聞かれますが、浮気のケースで 200~300 万円、裕福な方は 500 万円ぐらいが相場かと思います。

家事事件は難しい事は有責配偶者からの離婚請求、男性の親権、既に合意している養育費の減額、面会交流の拒絶、2 分の 1 ルールと異なる財産分与となります。

—— 中略 ——

その他刑事事件、企業法務関連、交通事故、不動産関連の問題についてご説明いただきました。

—— まとめですが、弁護士のできないことは勝訴の見込

みがなく、かつ、正当な理由のない請求です。お客様は弁護士に依頼することで勝つことを期待していますし費用も発生します。なかなか勝つ見込みのない事件を受けにくいという事情はあります。しかし、それだけで受けないということではありません。例えば先ほどの父の親権の話でも難しいという説明をしても、自分からあきらめたくないという方がいます。薬害の問題やアスベストの問題などかつては連戦連敗でしたが、幾多の裁判を経て勝てるような事案もありますので勝訴の見込みがないだけではやります。最後に既に相談を受けている相手方からの相談です。当たり前のことですが、千歳に来て非常に多いです。朝、妻側から電話が来て予約をいれたら、夜、夫側から相談したいという電話があったりします。弁護士は決して裁判所のように公立中性な第三者の機関ではありません。どちらか一方の味方になって依頼者の為に代理人として活動する存在です。早い者勝ちという状況です。出来ればお早目に相談してもらえればと思います。時間が超過しまして拙い講演となりましたが、貴重なお時間をいただきありがとうございました。どうぞ宜しくお願いします。

—— 高田さん、大変有難うございました。

記念品贈呈



次回例会案内

プログラム委員会 委員長 尾本 眞二
 次回例会は、**12 月 17 日 (火)**、**親睦夜間例会「クリスマス家族会」**です。担当は親睦活動委員会です。開
 会点鐘 18:30、定例
 会場。



SCHEDULE

家族月間 ■ 年次総会 ■ 次年度理事指名・選出 ■ クリスマス家族会	
12月	14日 地区財団補助金セミナー (次年度担当:札幌)
	17日 親睦夜間例会 [「クリスマス家族会」] ※会員家族出席 例会 [担当/親睦活動委員会(笹谷委員長、高木副委員長、岩下委員)]
	24日 休会 (定款第 4 条第 1 節)
	31日 休会 (法定休日に準ずる/大晦日)
■ 新年交礼会 ■ 上半期活動・会計報告	
1月	7日 定例理事会 午後 5 時 事務局 親睦夜間例会 [「新年交礼会」][担当/親睦活動委員会(笹谷委員長、高木副委員長、岩下委員)]
	14日 移動例会「安全・繁栄祈願 ~千歳神社」 [担当/幹事] 集合/午前 11 時 15 分 千歳神社社務所 玉串拝礼/午前 11 時 30 分 本殿 食事/正午 12 時から 定例会場(ホテルグランテラス千歳) 開会点鐘/午後 12 時 30 分 ※セレモニー実施
	16日 千歳ローターアクトクラブ 例会
	21日 通常夜間例会「静岡県三島市紹介映像の視聴」[担当/井上副会長]
	28日 通常例会「未定」 [担当/クラブ研修、新会員研修委員会(坂井委員長)]
世界理解月間 ■ ローター創立記念日・世界理解と平和の日会 ■ 雪見酒	
2月	4日 定例理事会 午後 5 時 事務局 通常夜間例会「クラブ協議会」[担当/理事会]
	11日 休会 (法定休日/建国記念日)
	18日 親睦夜間例会 [「雪見酒」][担当/親睦活動委員会(笹谷委員長、高木副委員長、岩下委員)]
	20日 千歳ローターアクトクラブ 例会
	25日 通常例会「未定」 [担当/地区国際奉仕委員会(田口副委員長)]
識字率向上月間 ■ 世界ローターアクトの日 ■ 世界ローターアクト週間 ■ 会長エレクト研修セミナー	
3月	4日 定例理事会 午後 5 時 事務局 通常夜間例会「クラブ協議会」[担当/理事会]
	8日 会長エレクト研修セミナー (~9日:札幌)
	9日 地区 米山・財団セミナー (次年度担当:札幌)
	11日 通常例会「未定」 [担当/出席、ニコニコ箱委員会(手島委員長、菅原副委員長)]
	18日 親睦夜間例会 [「未定」][担当/親睦活動委員会(笹谷委員長、高木副委員長、岩下委員)]
25日 通常例会「未定」 [担当/プログラム、広報委員会(尾本委員長)]	
ローター雑誌月間 ■ 地区協議会 ■ 清掃奉仕活動	
4月	1日 定例理事会 午後 5 時 事務局 通常夜間例会「クラブ協議会」[担当/次年度理事会]
	8日 通常例会「未定」 [担当/会報、雑誌委員会(大久保委員長、関根副委員長)]
	13日 地区協議会 (次年度理事:札幌)